

◎新潟県告示第431号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、燕市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等	
5月15日（水） 5月16日（木） 5月17日（金）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	燕市吉田産業会館	燕市全域	
5月20日（月） 5月21日（火） 5月22日（水） 5月23日（木） 5月24日（金）		燕市総合文化センター		
5月27日（月） 5月28日（火）		燕市分水公民館		
5月29日（水）		予備日		
5月30日から平成32年3月15日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、12月31日、平成32年1月2日、1月3日を除く。		新潟県計量検定所		上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所		特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会